

公益財団法人三重県国際交流財団（概要）

設 立：1991年（平成3年）5月15日
 2004年（平成16年）4月1日 財団法人三重県国際教育協会と統合
 2012年（平成24年）4月1日 公益財団法人へ移行

設立目的：三重県の美しい自然と温かい県民性を生かした幅広い分野での国際交流活動及び国際協力活動並びに地域における多文化共生を推進することにより、地域の活性化と教育の向上を図るとともに、多文化共生社会の実現と諸外国の人々との相互理解・友好親善に資することを目的とする。

代 表 者：理事長 駒田美弘（三重大学学長）

所 在 地：津市羽所町700番地 アスト津3階

概 要：

○県内唯一の地域国際化協会

地域の国際交流を推進するにふさわしい中核的民間国際交流組織として総務省の認定を受けた三重県唯一の団体

○外国人の拠り所

設立当初より県内に暮らす外国人住民の相談窓口となり、外国人が困ったときの拠り所になるとともに日本人にも国際理解や異文化理解を深めるための事業を実施

○財団事業について（資料1）

現在、多様な人々と共に創る多文化を尊重できる社会の構築を目指し、「多文化共生社会の推進」、「国際交流の促進」、「国際協力の拡充」に関する事業を展開

多文化共生社会の推進に関する事業

【多様な人材の育成と活動の推進】

・医療通訳育成、配置 ・災害時の外国人住民支援 ・日本語学習支援（ほか）

【多文化共生の地域づくり支援】・市町の避難所運営訓練（ほか）

【外国人相談体制の充実】・外国人住民相談（ほか）

【多文化共生教育の推進】

・日本語教材（みえこさんのにほんごシリーズ）の発行

・多言語による読み聞かせ教室（ほか）

国際交流の促進に関する事業 ・国際交流団体活動調査（ほか）

国際協力の拡充に関する事業 ・留学生等支援 ・パラオ、在外県人会支援

多様な人々と共に創る多文化を尊重できる社会

多文化共生社会の推進に関する事業

【多様な人材の育成と活動の推進】

- ・医療通訳育成事業
- ・災害時外国人住民支援事業
- ・日本語学習支援事業
- ・医療通訳配置事業
- ・財団パートナー制度運営事業

【多文化共生の地域づくり支援】

- ・避難所運営訓練事業
- ・外国人住民消費者被害防止事業

【外国人相談体制の充実】

- ・外国人住民相談事業
- 他

【多文化共生教育の推進】

- ・多文化共生教育センター事業
- ・外国につながる子どもたちの教育実践研究会
- ・日本語教材(みえこさんのにほんご)、日本語指導教材の研究・開発・発行
- ・多言語による読み聞かせ教室

国際交流の促進に関する事業

- ・韓国高校生交流事業
- ・国際交流団体調査
- 他

国際協力の拡充に関する事業

- ・留学生等支援事業
- ・パラオ青少年育成事業
- ・在外県人会連絡活動支援事業

公益財団法人三重県国際交流財団の取り組みについて

公益財団法人三重県国際交流財団

1. 外国人住民の状況（MIEF に寄せられる相談事例から）

平成 30 年度に MIEF に寄せられた相談のうち、「就労」に関するものが 21%と最も多い。次いで、「医療・福祉」と「暮らし・住まい」に関するものが 18%。「教育・文化」に関する相談が 13%と続く。

(1) 相談事例

【就労に関する相談事例】

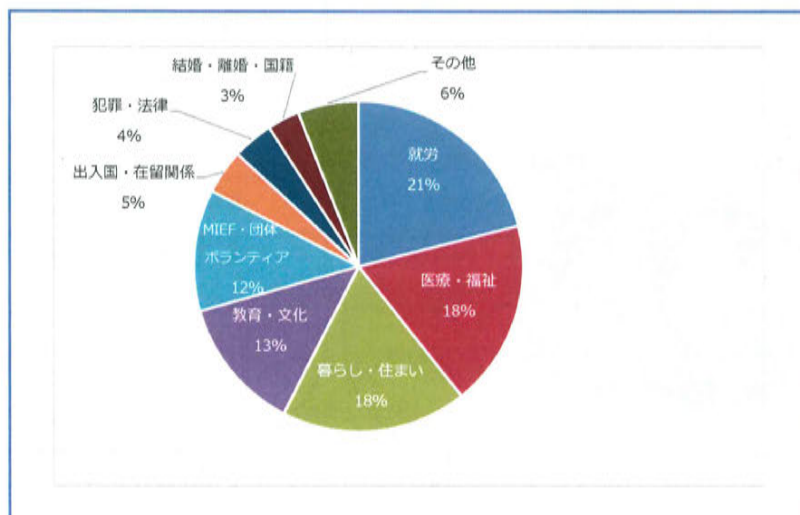
- ・ 残業代の未払いを請求したい。
- ・ 会社が発行した離職証明の内容を確認したい。
- ・ 数年前の労災について弁護士に相談したい。
- ・ 1 年 6 か月働いているが、「有給はない」と言われている。妥当か。

【医療・福祉に関する相談事例】

- ・ 医療通訳のいる病院を紹介してほしい。
- ・ 病院からもらった診断書に記載されている内容を教えてほしい。
- ・ 出産手当金と育児休業給付金のそれぞれの申請先、問合せ先を教えてほしい。
- ・ 退職する場合の健康保険任意継続の要件、必要書類を教えてほしい。

【暮らし・住まいに関する相談事例】

- ・ 台風に関する情報がほしい。
- ・ アパートの解約手続きを行いたいが、文書で解約したい旨を伝えないといけない。どのように書いたらよいか。
- ・ 荷物が勝手に届く。どこに相談すればよいか。



外国人も安全安心に暮らせる三重県。 選ばれる三重県となるために。

2. MIEFの取り組み概要

(1) 医療・保健環境の整備

ア. 目的

外国人住民が医療機関や母子保健サービスを利用する際、医療従事者等と外国人住民の間で意思疎通が十分にできないことが大きな課題となっています。外国人住民も安心して医療機関や母子保健サービス機関を利用し、健康な生活を送ることができるよう事業を行っています。

イ. 事業概要

医療通訳育成事業

(県環境生活部受託事業)

① 医療通訳育成研修

通訳技術、日本の医療制度、専門用語や通訳倫理等の知識を備えた医療通訳者を育成するため、実践的な研修を実施。

② 医療通訳配置促進業務

外国人患者が多く受診し、医療通訳に対するニーズの多い医療機関に、モデル的に通訳を配置。その有用性を検証し通訳の継続配置に努めている。



医療通訳配置事業

(県立総合医療センター、市立四日市病院、鈴鹿市、津市受託事業)

① 医療パートナーの登録

医療通訳育成研修の受講生を対象に、筆記と面接による登録試験を実施。医療機関等からの通訳依頼に対し、専門知識と通訳技術を備えたパートナーを紹介している。

② 医療通訳配置

外国人住民の利用の多い医療機関および保健センターからの委託により、定期的に医療通訳を配置している。

外国人住民は親族、友人、派遣会社の通訳などに同行してもらう必要がなく、安心して医療機関等を受診することが可能。

(2) 大規模災害への備え

ア. 目的

来日後初めて、地震や水害など大きな災害を経験する外国人住民も多くいます。

外国人住民が、三重県で想定される災害を知り、自身と家族を守り、周りの住民を助けるための方法を学ぶ講義と研修、日本語が十分でない外国人が利用する地域においてスムーズに避難所運営するための訓練を実施し、三重県で皆が安全安心に暮らすことができるよう努めています。

イ. 事業概要

災害時外国人住民支援事業

(県環境生活部受託事業)

① 災害時語学サポーターの養成

外国人住民を含む県民を対象に、災害および災害時の外国人支援に関する講義、多言語での情報伝達と相談対応に関する訓練を実施している。



② 災害時の外国人支援のための図上訓練

外国人住民を含めた県民および県市町、MIEF 職員を対象に、大規模災害時における県災害時多言語支援センターの設置と運営に関する訓練を実施している。

避難所運営訓練事業

(伊勢市受託事業)

① 外国人住民対象防災説明会

伊勢市在住の外国人住民を対象に、大規模災害時の自助につながる講義、伊勢市防災センターでの体験型訓練を実施。

実施にあたっては、技能実習生の受入れ組合や団体、日本語教室と企画段階から連携している。

② 避難所運営研修会

伊勢市内の避難所運営を担う市役所職員およびまちづくり協議会会員等の市民を対象に、外国人住民を含め誰もが安心して利用できる避難所運営のための訓練を実施。



みえ災害時多言語支援センターの設置・運営

MIEF は、三重県と平成 25 年度に「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営に関する協定を締結。大規模災害時に県と連携し、外国人住民に多言語での情報伝達と相談対応を行う。

(3) 教育の充実

ア. 目的

日本語の習得は、日常生活、学校、職場での意思疎通に必要なだけでなく、災害時には避難のための用語が理解できなければ身の危険につながります。

また、日本語の運用能力が十分ではないことにより、非正規雇用など不安定な雇用状態になる、安定的な雇用の場が確保されず生活に困窮するという将来的な困難にもつながります。

このような課題を回避するため、教育に関する事業に取り組んでいます。

イ. 事業概要

日本語学習支援事業（四日市市受託事業）

① 日本語教室ネットワーク会議

四日市市内の5日本語教室間の情報交換により、よりよい教室運営を目指す。

② 日本語ボランティア研修

日本語教室のボランティアや新たに活動を希望している市民を対象に、日本語の教え方に関する研修を実施。

③ 日本語学習発表会

四日市市内の日本語教室で学ぶ外国人学習者（小学生、技能実習生、社会人等）が、スピーチ、ダンス、歌などを披露。



県内日本語教室の情報提供（自主事業）

県内で開催されているボランティアによる日本語教室の情報を、MIEFのHPやfacebook上で多言語で紹介。



日本語教材、日本語指導教材の研究・開発・発行（自主事業）

初期日本語教材および日本語指導教材『みえこさんのにほんご』シリーズ等を開発発行し、県内外の日本語教育機関等から年間2,000冊以上発注がある。

県内の公立学校には無償で提供。

県内の日本語教室では、外国人の成人に対する指導にも活用されている。



多言語による読み聞かせ教室（自主事業）

① 外国につながる子どもに対する母語（もしくはルーツのある言語）と日本語の教育の促進、②日本語や日本文化、ルーツのある言語、その他の言語への興味・関心を高める、③日本語習得における読み聞かせの重要性を啓発し、家庭での読み聞かせの習慣形成につながることを目的に、絵本や紙芝居等を多言語で読み聞かせる活動を行っている。